

経済安全保障推進法等の改正概要 (経済安保海外事業促進制度) について

2026年7月

経済安全保障推進法※及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の概要

(※) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

趣旨

経済安全保障推進法の成立から3年が経過する中、国際情勢の急速な変化や新たな課題に対して、迅速かつ強力に対応することが必要。このため、外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力・人材力を含む**総合的な国力を強化しながら最大限活用し、我が国の平和と安全、繁栄を確保すべく、以下の対応を講じる。**

概要

1. 重要な物資の安定的な供給の確保

重要な物資の安定供給確保を図るため、外部依存性や供給途絶蓋然性等の要件を満たす物資を「特定重要物資」として指定し、民間事業者の生産基盤強化や備蓄等の取組を支援。

① 重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援

重要な物資について、その供給に不可欠な役務に外部依存性・供給途絶蓋然性等がある場合、特定重要物資として指定・支援する仕組みを整備。

② 安定供給確保に向けた努力義務・協力要請

安定供給確保に向けた**相互連携・協力の努力義務**、**支障が生ずるおそれがある場合の協力要請**等を規定。

2. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託を事前に審査する制度。

① 医療分野の追加

基幹インフラ制度の対象事業に、**医療分野**（**医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DX関連業務及び一定の病院が行う医業等**）を追加。

② 制度の運用改善

事業者指定直後から届出可能とする等、**事業者等からの意見を踏まえた運用改善**を措置。

経済安全保障推進法※及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の概要

(※) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

概要

3. 先端的な重要技術の開発支援

研究開発等の伴走支援を行う指定基金協議会を設置できる基金の対象範囲を拡大。

4. 重要な海外事業の促進（新設）（→P3、4 参照）

経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度を創設することとし、国際協力銀行法の目的規定に経済安全保障に係る新項を追加するとともに、国際協力銀行に新勘定を設け、同勘定から劣後出資等を供与することで民間資金の動員を図る仕組み等を創設。

5. 総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会（新設）

①総合的な経済安全保障シンクタンク

内閣官房を司令塔とし、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を集結して総合的な調査研究・政策提言を行う業務を独立行政法人経済産業研究所に追加。

②官民協議会

官民の関係者が参画して、経済安全保障を確保するための対策等について協議を行う官民協議会を創設。

施行期日

・公布（令和8年6月17日）から1月後～1年6月以内 ※段階的に施行

経済安保海外事業促進制度（OESA : Overseas Economic Security Arrangement）

（経済安保推進法 第5章の2 及び 株式会社国際協力銀行法（JBIC法））

趣旨

- 昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要。
- 経済安全保障上重要な海外事業（特定海外事業）を支援するための新たな制度を創設。

概要

1. 特定海外事業の促進に関する基本指針を策定

特定海外事業	海外において事業者が行う次に掲げる事業 (1) 国際的な輸送網の強靱化のための施設等の整備・運用 (2) 重要サービスの提供に用いられる施設等の整備・運用 (3) 重要技術の海外展開のための施設等の整備・運用
---------------	---

2. 民間事業者による特定海外事業計画の策定

- (1) 民間事業者は、特定海外事業に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることを可能とする。
- (2) 主務大臣は、特定海外事業計画の認定に際し、国際協力銀行（JBIC）に対し情報の提供を求めることを可能とする。
- (3) 認定を受けた事業者は、主務大臣やJBICからの支援を受けることを可能とする。

3. 主務大臣による支援

主務大臣は、認定特定海外事業者に対し、必要な情報の提供、助言等の支援を実施。

4. JBICによる支援（JBIC法を以下のとおり改正）

- (1) JBIC法の目的規定に、認定特定海外事業の実施に必要な金融を行い、もって経済安全保障の推進に寄与することを追加。
- (2) JBICは、認定特定海外事業に対する出資等の業務について、他の業務と経理を区分し、勘定を設けて整理。
- (3) 認定特定海外事業に対する出資等の業務は、償還確実性・収支相償の原則の適用を受けないものとした上で、
JBICは認定特定海外事業に劣後出資等を供与できることとし、民間資金の動員を図る。

施行期日

・公布（令和8年6月17日）後1年以内

経済安保海外事業促進制度（OESA : Overseas Economic Security Arrangement）

（経済安保推進法 第5章の2 及び 株式会社国際協力銀行法（JBIC法））

【経済安全保障推進法の改正】

・「我が国の**経済安全保障上重要**であるが、**採算性に不確実性**があるため、既存の支援ツールだけでは、**民間企業から十分な投資が行われない海外事業**」を支援するための**新たな制度を創設**。

・**国際的な輸送網の強靱化、重要サービスの提供に用いられる施設等の整備・運用、重要技術の海外展開**を行う海外事業を対象とする。

（想定される海外事業のイメージ）

外航船の
燃料補給拠点



衛星通信システム
の地上設備



オープンRAN
システムの導入



・事業者は、**特定海外事業計画を作成し、主務大臣に申請**。関係省庁が連携して**経済安全保障上の重要性を判断**した上で、当該計画を**認定**。

・認定事業者は、**国際協力銀行（JBIC）からの劣後出資（※）等**や、主務大臣からの**情報提供・助言等の支援**を受けることが可能。

（※）通常の出資よりも後に利益の分配を受け、損失を先に負担する出資形態

【JBIC法の改正】

・JBICの目的として、**経済安全保障の推進への寄与を新たに追加**した上で、JBICに**新勘定（※）**を設け、同勘定から、**劣後出資等を供与することで民間資金の動員を図る仕組みを創設**。

（※）新勘定については、一般会計予算から資本金を支出予定

	一般勘定 JBICが通常 行う一般業務	特別勘定 海外インフラ事業等 を対象として、リスク・ テイク機能を強化した 特別業務	新勘定 経済安全保障上 重要な海外事業の 支援のため新設
収支相償 の原則	○	○	—
償還確実性 の原則	○	—	—

収支相償の原則：勘定全体で収支のバランスが保たれていることを求める原則
償還確実性の原則：融資等に係る資金の償還が確実であることを求める原則

